

**(仮称) 伊勢崎市新保健センター・子育て世代
包括支援センター建設基本計画**

令和3年7月

伊 勢 崎 市

目 次

新保健センター・子育て世代包括支援センター 建設基本計画策定の趣旨	1
I 新施設の必要性	2
1 保健センター施設の老朽化	2
2 保健センターの点在配置	2
3 子育て世代包括支援センターの設置環境	2
II 新施設整備の方針	3
1 基本理念	3
2 施設整備の重点事項	3
3 各施設の機能	4
III 新施設の建設地	5
1 建設予定地の概要	5
IV 新施設の概要	6
1 全体想定面積	6
2 設計、整備における留意点	7
3 駐車場・動線計画	7
V 新施設の事業計画	8
1 建設費用	8
2 建設スケジュール	8
VI 新施設の運営方針	8
1 運営体制	8
2 実施事業の利用者数の想定	9
VII 今後の方向性	10

新保健センター・子育て世代包括支援センター 建設基本計画策定の趣旨

本市では、第2次伊勢崎市総合計画（平成27年度から平成36年度）に基づき、将来都市像である『夢ふくらみ 安心して暮らせる 元気都市 いせさき』の実現に向け、健康・医療分野では「いつまでも健康に暮らせるまちをつくる」ことを、また福祉分野では「子育てしやすく自立して暮らせるまちをつくる」ことをまちづくりの政策に掲げ諸施策を進めています。

本市の保健センターは、各種保健サービスを実施するため、健康管理センター、赤堀保健福祉センター、あずま保健センター、境保健センターの4箇所の保健センターから構成されていますが、赤堀保健福祉センター以外は、建築後35年以上が経過し、老朽化による施設機能の低下とともに、維持管理費用の増加をきたしています。また、社会情勢の変化による保健サービスの多様化に対応していくには適応困難な施設規模になっているとともに、保健センターの点在する状況が事務の効率化に支障をきたしており、市民ニーズに充分に対応することが難しくなってきました。

また、近年の少子高齢化の急激な進展、核家族化をはじめとする家庭環境の変化、地域のつながりの希薄化や共働き世帯の増加などにより、健康づくりと疾病予防等に加え、特に子育て支援に関する市民の要望は、今後さらに多様化していくものと考えられます。しかしながら、現在それらの要望に対応する機能を持つべき子育て世代包括支援センターは、老朽化の進んだ手狭な健康管理センター内に設置されており、規模的にも機能的にも大きな制約があるため、子育て世代包括支援センター本来の業務を遂行するには、厳しい環境下にあるといえます。

従って、施設の統廃合や効率的な施設活用が必要であり、今後の市民ニーズに的確に対応していくためには、健康づくりやきめ細かな子育て支援の拠点となる新施設の建設が急務となっています。

これらのことから、（仮称）伊勢崎市新保健センター・子育て世代包括支援センター建設基本構想（令和3年2月策定）をふまえた上で、市内全ての保健センターを集約し、効率よく質の高いサービスを提供できる新施設の建設をめざして本計画を策定しました。

なお、建設にあたっては、本市施策の共通視点としているSDGsの考え方を、十分に反映するよう努めることとします。

I 新施設の必要性

本市の保健センターは、各種保健サービスを実施するため、健康管理センター、赤堀保健福祉センター、あずま保健センター、境保健センターから構成されています。

そのような中、以下の課題から、新施設の必要性が求められています。

1 保健センター施設の老朽化

現存する4か所の保健センターのうち、赤堀保健福祉センターを除く3保健センターは、雨漏りなどの老朽化が深刻であり、修繕等の維持管理費も増加しています。また、施設の機能や付帯する設備などにおいても多様化する市民ニーズに合わず、特にユニバーサルデザインの面での遅れが目立っています。施設の適切な更新により、利用者にとって不便と不安を与えている現状を改善する必要があります。

2 保健センターの点在配置

保健センターは、点在する4施設で業務を遂行していますが、各施設を運営することは維持管理費の面から非効率的です。また、職務の面においても、職員が点在配置されていることから、関連情報の一元化、共有化や職員間のコミュニケーション、人材育成など、組織運営に重要となる基盤が物理的な隔たりにより醸成しにくい状況となっています。市民サービス向上のため、点在する全ての保健センターを集中化し、維持管理費の低減、専門職等の人的資源の有効活用を図ることが必要となっています。

3 子育て世代包括支援センターの設置環境

核家族化の進行などで、子育てに関することを相談できる相手がない人や、発達の特徴などにより子育てしづらいケースなど、育児不安を抱える保護者が増加しており、社会情勢の変化に対応した多様なサービスの提供が必要となってきました。

さらに、母子保健法改正により、令和2年度に子育て世代包括支援センターを健康管理センター内に設置し、妊娠中からの総合的相談や支援を充実強化していますが、個室不足や手狭な施設の状況では、適切良好な環境下での業務遂行はできていないのが現状です。

したがって母子保健機能と子育て支援機能を一体的に推進できるだけの規模を備えた施設として、子育て世代包括支援センターを拡充し、再設置することが必要不可欠となっています。

II 新施設整備の方針

1 基本理念

本計画の基本理念は、(仮称)伊勢崎市新保健センター・子育て世代包括支援センター建設基本構想(令和3年2月策定)に基づき、以下のとおりとします。

楽しく子育て 健康生き生き空間の創設

2 施設整備の重点事項

現在分散している保健センターの必要機能を集約し、健康づくりの拠点となる保健センター及び機能を拡充させた明るく快適な子育て支援の施設の建設を進めます。

(1) 環境にやさしい施設

温暖化を緩和し、快適で住みよいまちづくりを進めるため、省エネや省CO₂の観点を考慮し、施設整備をすすめます。

(2) 安全で衛生的な施設

市民が安心安全に利用できるように、適正な衛生管理が可能な健診会場等を整備します。

(3) 誰もが利用しやすく利便性の高い施設

ユニバーサルデザインの導入により、乳幼児を連れた保護者が利用しやすい健診室や授乳室のほか、多目的に活用可能な交流スペースを設け、誰もが親しみやすい、わかりやすい動線とゆとりある空間を確保します。

(4) プライバシーに配慮した個室を備えた施設

子育ての悩みや健康・疾病の各種申請にかかる相談が気軽に安心して利用できる、プライバシーに配慮した個室を設けます。

(5) 安心して利用できる育児スペースを備えた施設

子育て中の気分転換ができるよう、外出して遊ばせる場や、安心して子どもを預けられる場として、プレイルームや託児室を整備し、子育て支援機能を備えます。

(6) 防災機能を有し、罹災者の健康管理の拠点となる施設

災害発生時に罹災者の救護、健康管理の拠点として、保健福祉事務所、医療機関等と連携し、迅速な対応が図れるよう防災機能を備えます。なお、耐震性、浸水対策等を考慮した上での感染症対策品備蓄倉庫、機械設備等の配置を含め、施設全体として防災機能に資する適切な整備を行います。

3 新施設の機能

(1) 保健センター機能（既存機能の統合移転）

市民が安心して子どもを産み育て、若年層から高齢者まで元気に過ごせるようあらゆる世代に、健康教育、健康相談、健康診査、家庭訪問などの方法により、より質の高いサービスを提供し、21万市民の健康づくりを推進する拠点とします。

(2) 子育て世代包括支援センター機能（既存機能の拡充再設置）

妊娠中からの総合的相談や支援の充実強化を図り、母子保健機能と子育て支援機能が一体的に運用され、妊娠初期から子育て期全般にわたり切れ目のない包括的な支援業務を展開します。

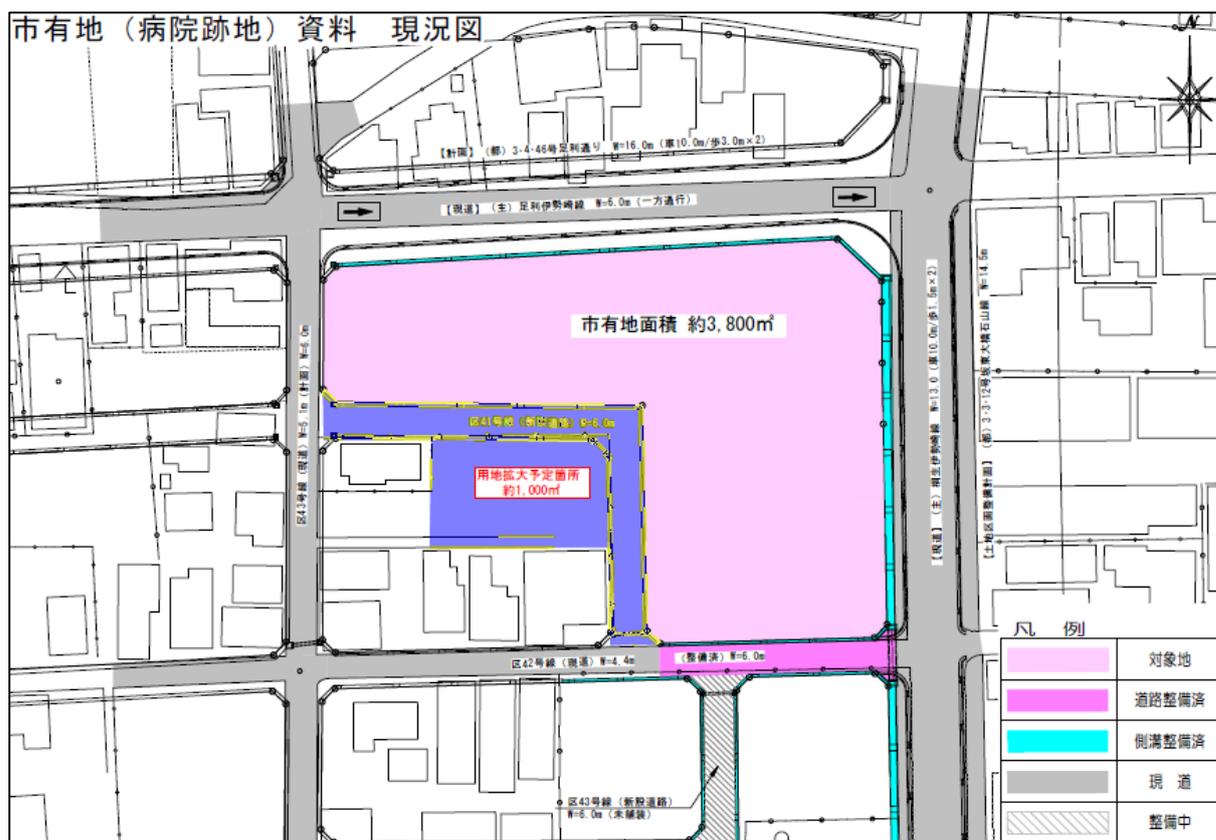
また新たに、子育て中の気分転換ができるよう、外出して遊ばせる場や、安心して子どもを預けられる場として、プレイルームや託児室を整備するとともに、子育て世代の就労等をサポートする様々な情報発信の場として、子育て支援機能の充実を図ります。

Ⅲ 新施設の建設地

1 建設予定地の概要

新施設の建設地についての概要は以下のとおりです。本市の中心市街地内にあり、市内各所からのアクセス性に優れた交通利便性の高い立地状況となっています。

整備予定地	大手町地内（伊勢崎福島病院跡地）
敷地面積	約 3,800 m ² （約 1,000 m ² 拡大予定）
区域区分	市街化区域
用途地域	商業地域
建ぺい率・容積率	80%・400%
防火地域及び準防火地域	準防火地域の指定あり
地区計画	伊勢崎駅周辺地区（その他の市街地）
その他	伊勢崎駅周辺第一土地区画整理事業 ※土地区画整理法第76条許可要 （市街地整備課）



IV 新施設の概要

1 全体想定面積

現施設にて不足しているプライバシー確保のための個室や、ゆとりのある待合等の空間、交流スペース、感染症予防のため利用者同士の十分な距離を確保可能な健診室や、感染予防品などの十分な備蓄スペースを整備します。一体整備によるメリットも勘案した上で検討した結果、新施設の想定面積はつぎのとおりとします。

機能名	諸室	面積目安 (㎡)	機能別計 (㎡)
保健センター	健診ホール	400	1,590
	健診室	300	
	計測室	60	
	検尿室	20	
	診察室	120	
	問診室	200	
	保健指導室	200	
	歯科指導室	60	
	保健室	10	
	調理室	80	
	栄養指導室	80	
	個別相談室	40	
消毒室・ランドリー	20		
子育て世代 包括支援 センター	子育て相談室	120	600
	発達相談室	80	
	インフォメーションセンター	100	
	プレイルーム	200	
	託児室	100	
共有部分	備蓄品倉庫	220	1,230
	階段室、エレベーター室、廊下	700	
	男女トイレ、幼児用トイレ	180	
	多目的トイレ	40	
	授乳室等	90	
事務室ほか	事務室	380	480
	会議室	20	
	更衣室	60	
	印刷室等	20	
全体想定面積			3,900

2 設計・建設における留意点

(1) 施設を有効的に活用し、末永く市民に親しまれるよう、時代やニーズの変化に合わせて柔軟性をもたせ、将来の空間構成・設備変更にも対応できるよう配慮します。

(2) 誰でも心地よく、くつろいで利用したくなるような施設内外の色彩やデザインを採用します。

(3) 施設周辺の住環境やまちの景観を考慮し、地域性に見合ったデザインや緑化を図ります。

(4) 省エネルギーに積極的に取り組み、環境負荷低減を意識した施設とします。

(5) 維持管理しやすく、長期間使用可能な経年劣化に強い施設とし、ライフサイクルコストの低減を図ります。

(6) 個人情報などの保護や子どもたちを危険から守るため、セキュリティを高め、防犯対策などを図ります。

3 駐車場・動線計画

(1) 駐車場計画

① 駐車場台数としては、想定利用者数に対し、利用時間帯などの状況を勘案した上で、乳幼児や高齢者等も安全に利用できる余裕をもたせた必要台数を設定します。

② 新施設は中心市街地に位置し、交通利便性も高いことなども勘案し、適切な駐車場管理運営方法を検討します。

③ 中心市街地活性化にもつながるよう、周遊性の促進や誘導サインの設置についても、関係者との協議と連携のもとに必要な対策を検討します。

(2) 動線計画

① 建設予定地は中心市街地に位置することから、周辺道路への影響が出ないように敷地内への安全かつスムーズな出入りが可能となるよう配置計画を検討します。また、建設予定地の周辺には一方通行の道路があること、また、一般住宅の近隣であることから、利用者・近隣の住民の利便性・安全性を確保できる自動車動線となるよう検討します。

② 歩行者にも危険が及ばないような見通しの良いアプローチを整備するなど、歩行者の安全性に配慮した整備を進めます。

V 新施設の事業計画

1 建設費用

(1) 概算工事費

新施設の建築工事費（設計費を含みません）の目安として、現時点での想定延べ床面積を基に約18億円と算定します。

建築工事費の他に、設計管理費などの関連事業費を想定しています。なお、全体の想定事業費は、設計を進める中で精査を行っていきます。

(2) 活用を検討する財源

財源については、国の支援制度である都市構造再編集中支援事業費補助の活用を検討していきます。また、合併特例事業債を活用する予定です。

2 建設スケジュール

令和7年4月の供用開始を目指し、以下のスケジュールにより計画的に実施します。

区分	年度				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基本設計	←→				
実施設計		←→			
建設工事等			←→		
施設供用開始					→

VI 新施設の運営方針

新施設は、新保健センターと子育て世代包括支援センターの一体的な運用により、本市全体の健康づくり及び子育て支援の拠点として機能していくため、以下のとおり計画し運営していくこととします。

1 運営体制

(1) 保健センターの運営

新保健センターは、本市すべての保健センターの業務を集約し、本市保健行政の基幹となり、全市的、全世代的な質の高い効率的な保健サービスを行っていくものとします。

なお、新施設建設後は、健康管理センター・赤堀保健福祉センター・あずま保健センター・境保健センターの供用を終了し、維持管理費の低減を図ることとします。窓口業務について、赤堀支所、あずま支所、境支所などを利用した各種届出や相談業務の一部を継続するなど可能な限り各地域に密着した体制を整えることとします。

(2) 子育て世代包括支援センターの運営

拡充再設置される子育て世代包括支援センターでは、子育てや就労の相談等に対応できる相談室のほか、乳幼児が天候に関わらずのびのびと遊べるプレイルーム、一時預かりを行う託児スペース等を拡充することで、包括的な子育て支援サービスの提供に取り組んでいくものとしてとします。

運営にあたっては、拡充されるスペース及び機能に加え、全ての保健センターを集約したことにより高められる人的資源を生かし、よりきめ細やかな子育て相談等を行います。特に、一時預かり事業をはじめとした新規事業を中心として、関係部局等と調整の上、民間活力の活用を検討していくこととします。

2 実施事業の利用者数の想定

区分	事業区分	新施設1日あたり 利用者数想定 (利用者数/開館日数)	年間利用者数想定【人】 ※ () 内は令和元年度実績
保健センター	母子保健事業	58人	13,900 (13,886)
	成人・精神保健事業	63人	15,200 (15,204)
	健康づくり事業	13人 (講演会等は除く)	3,100 (3,121)
子育て世代包括支援センター	一時預かり事業	6人	2,200 (-)
	プレイルーム事業	1日31人 (1時間5人)	9,100 (-)
	相談事業	7人	2,000 (-)
合計		178人 (講演会等は150人程度)	45,500 (32,211)

Ⅶ 今後の方向性

1 本計画を踏まえた設計

基本設計・実施設計業務を進めるにあたっては、本計画で示した機能等を前提条件とします。

2 新たな子育て支援機能の運営

一時預かり事業・プレイルーム等の運営は民間活力の活用も視野に入れ、施設の使用料についても、類似施設の事例を参考に検討を行います。

3 中心市街地の活性化

施設が中心市街地の再生、活性化に寄与することができるよう検討します。

4 積極的な情報提供

施設における事業や有効的な利用方法の案内などについて、市民に情報提供します。

SDGs について

SDGs とは、Sustainable Development Goals の略であり、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲット・232 の指標から構成されています。

伊勢崎市では、持続可能な、「安心安全なまちづくり」を目指し、よりよい社会の実現に向けて、努力してまいります。

なお、今回の計画を通じて、特に貢献可能な SDGs の目標として、つぎに示すものが主に挙げられます。



伊勢崎市は、持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。